

## 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(略称:種の保存法、野生動植物種保存法)

(平成4年法律第75号)(公布日平成4年6月5日)(令和7年法律第68号による改正)(施行日令和7年6月1日)

e-Gov (法): <https://laws.e-gov.go.jp/law/404AC0000000075/>

e-Gov (施行令): <https://laws.e-gov.go.jp/law/405CO0000000017> (令和7年2月12日施行)(令和7年政令第9号)

e-Gov (施行規則): [https://laws.e-gov.go.jp/law/405M50000002009/20230401\\_505M60001000007](https://laws.e-gov.go.jp/law/405M50000002009/20230401_505M60001000007) (令和7年4月1日施行)(令和6年環境省令第35号)

環境省 HP:種の保存法とは:<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/>

種の保存法の概要:<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/hozonho.html>

特定第二種制度の特徴:<https://www.env.go.jp/content/900491899.pdf>

この法律は、圏内に生息・生育する希少な野生動植物種(圏内希少野生動植物種)または外国産の希少な野生動植物(国際希少野生動植物種)の保全するための必要な措置を定めている法律です。圏内希少野生動植物種として指定された野生動植物種の捕獲・採取は原則として禁止されています。事業者に対する責務規定はありません。市町村レベルでも地域の希少種をしている場合があり、それらを含めて保全することは重要です。

<法律の骨格>

希少野生動植物種に対して講じられる種の保存法の措置は「個体等の取扱規制」、「生息地等の保護」、「保護増殖」、「動植物園」と大きく4つに区分され、国内の希少野生動植物種、国際的に希少な野生動植物種に分けて措置が講じられている。

### ○ 国内希少野生動植物種

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種を、レッドリストを基に政令【施行令第1条第1項】で指定されている。
- 個体等の取扱規制を課し、捕獲・採取【第9条】、販売・頒布目的の陳列・広告【第17条】、譲渡し【第12条】、輸出入等【第15条】が原則として禁止されている。
- 商業的に繁殖できても国際的に種の保存を図る必要がある生物は「特定第一種圏内希少野生動植物」【第2条】に指定され、捕獲等が原則禁止される。国内で繁殖事業を行う場合には届出が必要になる(環境省パンフレット「特定第二種制度の特徴」の規制概要の表参照)
- 種の存続に支障をきたす程度の個体数でなく、国際的に協力して保存を図っていなくても、その生息地・生育地が消滅しつつあったり、その生息・生育環境が著しく悪化している動物種は「特定第二種圏内種」に指定され、販売・頒布の目的以外の捕獲等、譲渡し等は可能となる(環境省パンフレット「特定第二種制度の特徴」の規制概要の表参照)。
- 生息・生育環境の保全を図る必要があると認める場合は「生息地等保護区」に指定【第36条】し、さらにその区域内で特に保全を図る必要がある区域を管理地区に指定【第37条】され、工作物の新築・改築・増築、土地の形質変更などの行為を行う場合は許可が必要になる。管理地区の区域内で、特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる【第38条】。

### ○ 国際希少野生動植物種

- ワシントン条約(付属害I掲載種)、二国間渡り鳥等保護条約・協定(通報種)に基づいて指定されている。
- 販売・頒布目的の陳列・広告【第17条】、譲渡し等【第12条】は原則として禁止され、輸出入時の承認の義務付け【第15条】られる。

### ○ 緊急指定種

- 緊急指定種は、新たに発見された種や絶滅したと思われる種が再発見された場合など、特にその保存を緊急に図ることが必要な場合に捕獲などを禁止する緊急的な措置で、指定の期間は最大で3年間。

条項	条文	種類
第1条	(目的) この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	目的
第2条第1項	国は、野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)が置かれている状況を常に把握し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。	責務 (国)
第2条第2項	地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。	責務 (地方公共団体)
第2条第3項	動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培(以下「飼養等」という。)及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの(以下「動植物園等」という。)を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。	責務 (動植物園等)
第2条第4項	国民は、第1項及び第2項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。	責務 (国民)
第4条第1項	この法律において「 <b>絶滅のおそれ</b> 」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。	定義
第4条第2項	この法律において「 <b>希少野生動植物種</b> 」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。	定義
第4条第3項	この法律において「 <b>国内希少野生動植物種</b> 」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令 <sup>解釈上の注釈1</sup> で定めるものをいう。 (解釈上の注釈1) 施行令第1条第1項で、施行令別表第1に掲げる種を指定している。2026年1月時点で、哺乳類(15種)、鳥類(45種)、爬虫類(12種)、両生類(41種)、魚類(12種)、昆虫(64種)、唇脚類(1種)、二枚貝類(3種)、陸産貝類(48種)、甲殻類(7種)、植物(210種)、合計458種が指定されている(引用Webサイト)。	定義
第4条第4項	この法律において「 <b>国際希少野生動植物種</b> 」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令 <sup>解釈上の注釈2</sup> で定めるものをいう。 (解釈上の注釈2) 施行令第1条第2項で、施行令別表第2に掲げる種を指定している。2025年2月12日時点で、動物(707種)、植物(106種)、合計813種が指定されている(引用Webサイトに掲載の「種の保存法における規制対象種一覧(令和7年2月12日時点)」)。	定義
第4条第5項	この法律において「 <b>特定第一種国内希少野生動植物種</b> 」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令 <sup>解釈上の注釈3</sup> で定めるものをいう。	定義

	<p>1 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。</p> <p>2 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。  <small>(解釈上の注釈 3) 施行令第 1 条第 3 項で、施行令別表第 3 に掲げる種を指定している。2026 年 1 月時点で、魚類(1 種)、維管束植物(66 種)、合計 67 種が指定されている(引用 Web サイト)。</small></p>	
第 4 条第 6 項	<p>この法律において「<b>特定第二種国内希少野生動植物種</b>」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令<sup>解釈上の注釈 4</sup>で定めるものをいう。</p> <p>1 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。</p> <p>2 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。</p> <p>3 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。</p> <p>4 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。  <small>(解釈上の注釈 4) 施行令第 1 条第 4 項で、施行令別表第 4 に掲げる種を指定している。2026 年 1 月時点で、爬虫類(1 種)、両生類(25 種)、魚類(2 種)、昆虫類(8 種)、甲殻類(1)、合計 37 種が指定されている(引用 Web サイト)。</small></p>	定義
第 5 条第 1 項	<p><b>(緊急指定種)</b>  環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。</p>	権限付与 (環境大臣)
第 9 条	<p><b>(捕獲等の禁止)</b>  国内希少野生動植物種及び緊急指定種(以下この節及び第 54 条第 2 項において「国内希少野生動植物種等」という。)の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>1 次条第 1 項<sup>解釈上の注釈 5</sup>の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合</p> <p>2 販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合</p> <p>3 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令<sup>解釈上の注釈 6</sup>で定める場合</p> <p>4 人の生命又は身体の保護その他の環境省令<sup>解釈上の注釈 7</sup>で定めるやむを得ない事由がある場合  <small>(解釈上の注釈 6) 次条第 1 項は、学術研究又は繁殖の目的などで生きている個体の捕獲等を行う場合の規定。  (解釈上の注釈 7) 施行規則には該当する条項はない。  (解釈上の注釈 8) 施行規則第 1 条の 5 で、人の生命又は身体の保護のために必要であること、教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること、工事などに伴い個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする事などを規定。</small></p>	義務 (5 年以下の拘禁刑又は 500 万円以下の罰金)
第 12 条第 1 項	<p><b>(譲渡し等の禁止)</b>  希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合<sup>解釈上の注釈 9</sup>は、この限りでない。  <small>(解釈上の注釈 9) 第 1 号～第 9 号まで列記。環境省 Web サイトでは、象牙等で全形を保持しないものを譲渡する場合(第 4 号)、第 20 条に基づく登録を受けた場合(第 6 号)を記載。さらに、「特定国際種事業(ベッコウ甲)として行う場合は届出が必要(第 33 条の 2)、特別国際種事業(象牙)として行う場合には登録が必要(第 33 条の 6)」の記載がある。環境省「譲渡し等の規制及び手続きについて」</small></p>	義務 (5 年以下の拘禁刑又は 500 万円以下の罰金)
第 15 条第 1 項	<p><b>(輸出入の禁止)</b>  特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出</p>	義務 (5 年以下の

	又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令 <sup>解釈上の注釈 10</sup> で定める要件に該当するときは、この限りでない。 (解釈上の注釈 10) 引用省略	拘禁刑又は 500 万円以下の 罰金)
第 17 条第 1 項	<b>(陳列又は広告の禁止)</b> 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、次に掲げる場合 <sup>解釈上の注釈 11</sup> は、この限りでない。 (解釈上の注釈 11) 引用省略	義務 (1 年以下の 拘禁刑又は 100 万円以下 の罰金)
第 33 条の 6 第 1 項	<b>(特別国際種事業者の登録)</b> 譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令 <sup>解釈上の注釈 12</sup> で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令 <sup>解釈上の注釈 12</sup> で定める要件に該当するもの(以下この章において「特別特定器官等」という。)の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業(以下この章において「特別国際種事業」という。)を行おうとする者は、環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令 <sup>解釈上の注釈 12</sup> で定める大臣(以下この章において「特別国際種関係大臣」という。)の登録を受けなければならない。 (解釈上の注釈 12) 引用省略	義務 (5 年以下の 拘禁刑又は 500 万円以下 の罰金)
第 36 条第 1 項	<b>(生息地等保護区)</b> 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。	権限付与 (環境大臣)
第 37 条第 1 項	<b>(管理地区)</b> 環境大臣は、生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。	権限付与 (環境大臣)
第 37 条第 4 項	管理地区の区域内(第 8 号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第 40 条第 1 項 <sup>解釈上の注釈 13</sup> 及び第 41 条第 1 項 <sup>解釈上の注釈 14</sup> において同じ。)においては、次に掲げる行為(第 10 号から第 14 号までに掲げる行為については、環境大臣が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。 3 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 6 木竹を伐採すること。 7 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして環境大臣が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。 8 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって環境大臣が指定するもの <sup>解釈上の注釈 15</sup> 又はこれらに流入する水域若しくは水路に	義務

	<p>汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</p> <p>9 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の環境大臣が指定する区域<sup>解釈上の注釈 15</sup>内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>10 第七号の規定により環境大臣が指定した野生動植物の種の個体<sup>解釈上の注釈 15</sup>その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。</p> <p>11 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として環境大臣が指定するもの<sup>解釈上の注釈 15</sup>の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。</p> <p>12 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるもの<sup>解釈上の注釈 15</sup>として環境大臣が指定する物質を散布すること。</p> <p>13 火入れ又はたき火をすること。</p> <p>14 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として環境大臣が定める方法<sup>解釈上の注釈 15</sup>によりその個体を観察すること。</p> <p>(解釈上の注釈 13) 第 40 条第 1 項は、違反者に対して環境大臣が措置命令を出せるとした条項。  (解釈上の注釈 14) 第 41 条第 1 項は、違反者に対して環境大臣が報告徴収及び立入検査を行えとした条項。  (解釈上の注釈 15) 施行令および施行規則に該当する条項はない。</p>	
第 38 条第 1 項	<p><b>(立入制限区)</b></p> <p>環境大臣は、管理地区の区域内で国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。</p>	権限付与 (環境大臣)
第 38 条第 4 項	<p>何人も、環境大臣が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>1 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合</p> <p>2 通常の管理行為又は軽易な行為で環境省令<sup>解釈上の注釈 16</sup>で定めるものをするために立ち入る場合</p> <p>3 前 2 号に掲げるもののほか、環境大臣がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合</p> <p>(解釈上の注釈 16) 施行規則第 27 条で、電気通信事業ものに供する施設の管理、標識・警報機などの設置、観測施設の設置、観測などの実施を規定。</p>	義務
第 39 条第 1 項	<p><b>(監視地区)</b></p> <p>生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分(次条第 1 項及び第 41 条第 1 項において「監視地区」という。)の区域内において第 37 条第 4 項第 1 号から第 5 号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に環境省令<sup>解釈上の注釈 17</sup>で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 17) 施行規則第 29 条で、「第 23 条 1 項各号に掲げるもの」と規定。第 23 条第 1 項目の各号は「申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)、行為の種類、行為の目的、行為の場所、行為地及びその付近の状況、行為の施行方法(指定に係る国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項において同じ。)」</p>	義務 (50 万円以下の罰金)